

指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法

1 施設の概要

(1) 米子市立山陰歴史館

(1) 名称	米子市立山陰歴史館（以下「山陰歴史館」という。）
(2) 所在地	米子市中町20番地
(3) 構造	鉄筋コンクリート造り 地上3階建て（塔屋附属）
(4) 敷地面積	1,577.45平方メートル
(5) 建築面積	建築面積 716.82平方メートル 延床面積 2,030.45平方メートル
(6) 開館日	昭和59年12月1日（山陰歴史館は、昭和15年設立）
(7) 主な施設内容	常設展示ホール（178㎡）、企画展示ホール（316㎡）、市政展示室（48㎡）、民話の部屋（64㎡）、収蔵展示室（224㎡）、収蔵室（442㎡）等 駐車場（米子市役所駐車場）
(8) 施設の設置目的（総合計画との関連性等）	郷土の歴史に関する市民の知識及び教養の向上に資するため設置されている。郷土を中心とする歴史に関する資料の収集・保管・展示や学術研究等のための保管資料の利用提供、歴史に関する研究会、講演会等の開催などを行なっている。米子市まちづくりビジョンでは、「歴史と文化に根差したまちづくり」を基本目標として、文化財を適切に保存・活用するための事業実施及び施設運営を行っている。 （山陰歴史館・福市考古資料館・埋蔵文化財センター・上淀白鳳の丘展示館）
(9) 施設の現状	歴史、民俗及び考古資料を主として収蔵展示する博物館である。また、その建物は、米子市の有形文化財に指定されている。
(10) 施設の運営状況（令和6年度）の概要	ア 利用者数 32,546人 イ 利用料金収入額 1,667千円 ウ 主な自主事業 ・常設展「米子城跡・昔の暮らし等」 ・企画展「昔のあそび展～あそびの中の学び～」 ・企画展「ガラス乾板に記録された戦前の米子」 エ 管理運営費（支出額の合計） 37,285千円

(申請 10)

(2) 米子市福市考古資料館

(1) 名称	米子市福市考古資料館
(2) 所在地	米子市福市461番地20
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 平屋建て
(4) 敷地面積	685平方メートル
(5) 建築面積	建築面積 264平方メートル
(6) 開館日	昭和55年10月6日
(7) 主な施設内容	展示室 (115㎡)、研修室 (41㎡)、収蔵室 (47㎡)、事務室 (61㎡) 等 その他施設 福市遺跡収蔵庫 (鉄骨鉄筋コンクリート造、平屋高床造105㎡) 福市遺跡復元住居 (竪穴式、茅葺27㎡) 駐車場 (20台収容) 等
(8) 施設の設置目的 (総合計画との関連性等)	福市遺跡、青木遺跡の調査により発見された遺物を中心に昭和55年開館した。また、旧米子市内各遺跡から出土した埋蔵文化財を主として収蔵展示する博物館類似施設である。
(9) 施設の現状	常設展・企画展を開催し、米子市出土の遺跡を紹介して郷土の原始古代への関心を高めるとともに、子どもから成人まで市民の古代への興味関心を高めるため、勾玉や火起こし等の体験教室や出前講座を行っている。
(10) 施設の運営状況 (令和6年度) の概要	ア 利用者数 4,665人 イ 利用料金収入額 49千円 ウ 主な自主事業 ・常設展「米子の原始・古代」 ・企画展「遺跡から見つかった動物たちが集まりました」 ・企画展「縄文時代の米子～豊かな森と海に暮らした米子の縄文人たち～」 ・企画展「小町越城野原第11遺跡の発掘調査成果」 エ 管理運営費 (支出額の合計) 4,463千円

(申請10)

(3) 米子市埋蔵文化財センター

(1) 名称	米子市埋蔵文化財センター
(2) 所在地	米子市福市281番地
(3) 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造3階建て
(4) 敷地面積	14,189平方メートル
(5) 建築面積	建築面積 934平方メートル 延床面積 3,337平方メートル
(6) 開館日	平成22年4月15日
(7) 主な施設内容	展示室(84㎡)、体験学習室(84㎡)、資料閲覧室(84㎡)、書庫(63㎡)、調査研究室(63㎡)、資料整理室(63㎡)、特別収蔵室(63㎡)、調査資料室(63㎡)、土器洗浄室(21㎡)、木器収蔵室(63㎡)、写場(42㎡)、出土品収蔵室(681㎡)、木器保存修理室(31㎡)、研修室(84㎡)等
(8) 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	埋蔵文化財の保存と活用を図り、郷土の歴史に関する理解を深め、市民の知識向上に資するために設置された。史跡案内、考古学教室、資料閲覧、資料貸出、展示解説などの対応を行うほか、出土品の修復・復原を行い、資料館などへの資料提供を実施している。さらに、市内にある各遺跡からの出土品の収蔵・保管を実施している。
(9) 施設の現状	原始古代史を学ぶ機会を提供するため、常設展・企画展を開催し、発掘調査中遺跡の現地説明会や探訪ツアー、出土品の整理や記録、資料の貸出、研究利用等を実施している。
(10) 施設の運営状況(令和6年度)の概要	ア 利用者数 2,919人 イ 利用料金収入額 77千円 ウ 主な自主事業 ・常設展「米子の遺跡と発掘調査」 ・史跡ガイドウォーク ・考古学講演会 エ 管理運営費(支出額の合計) 12,643千円

(申請10)

(4) 上淀白鳳の丘展示館

(1) 名称	上淀白鳳の丘展示館
(2) 所在地	米子市淀江町福岡977番地2
(3) 構造	鉄筋コンクリート造平屋建1棟、重量鉄骨造平屋建1棟
(4) 敷地面積	1,947.33平方メートル
(5) 建築面積	建築面積 575.57平方メートル
(6) 開館日	平成23年4月24日
(7) 主な施設内容	展示室(359㎡)、管理室(20㎡)、倉庫(58㎡)、収蔵室(20㎡)等
(8) 施設の設置目的(総合計画との関連性等)	上淀廃寺跡のガイダンス施設として整備された。展示、復元、更に情報提供機能、整備後の維持管理や広報活動などを行う拠点施設であり、史跡案内、資料閲覧、資料貸出、展示解説などの対応を実施している。
(9) 施設の現状	古墳時代及び弥生時代の貴重な文化財を展示している。常設展・企画展を開催し、史跡ガイドウォーク、歴史教室、古代体験事業等を実施している。
(10) 施設の運営状況(令和6年度)の概要	ア 利用者数 4,747人 イ 利用料金収入額 555千円 ウ 主な自主事業 ・常設展「古代の淀江の変遷の紹介、国史跡上淀廃寺跡より出土の塑像や彩色壁画の展示」 ・出前講座「角田遺跡の絵画土器を作ってみよう！」 ・連携事業「上淀廃寺彼岸花ウィーク」 エ 管理運営費(支出額の合計) 19,409千円

2 制度適用方法

(1) 指定の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間)

(2) 業務の範囲及び管理の基準(主なもの)

ア 施設等の維持管理

イ 施設等の利用の許可

- ・指定管理者は、教育委員会の承認を受けて、開館時間及び休館日の変更が可能
- ・指定管理者は、使用許可事務を代行
- ・利用料金制度を採用(利用料金は、指定管理者が条例に規定する使用料等の金額の範囲内において、教育委員会の承認を受けて定め、利用者から徴収。利用料金は、指定管理者の収入として収受)

(申請 10)

ウ 利用の促進

エ 自主事業の企画及び実施

- ・事業の内容は、あらかじめ市と協議

(3) 管理業務の処理体制

職員の適正配置のほか体制の整備。なお、施設には、統括責任者として館長 1 人を、これを補佐する者として副館長 1 人を置く。

(4) 市が直接行う業務

ア 指定管理対象施設の目的外使用の許可その他の教育委員会に専属的に付与された行政処分に関すること。

イ 米子市歴史館運営委員会の開催に関すること。

(5) 管理業務の処理に必要な経費

指定管理者は、管理業務の処理に必要な経費を、指定管理料、使用料及び自主事業の収入によって賄うものとする。なお、指定管理料の額及び支払方法は、指定管理者が提出する事業計画書及び収支予算書に基づき、市と指定管理者とが協議し、双方で締結する協定において定める。

(6) 管理業務の処理に必要な経費

ア 米子市と連携を密にし、協力して事業実施にあたること。

イ 指定管理者は、指定管理対象施設の管理業務の処理に当たり、指定管理対象施設の利用者で構成する団体その他関係団体との連携協力を努めなければならない。